



施策の展開

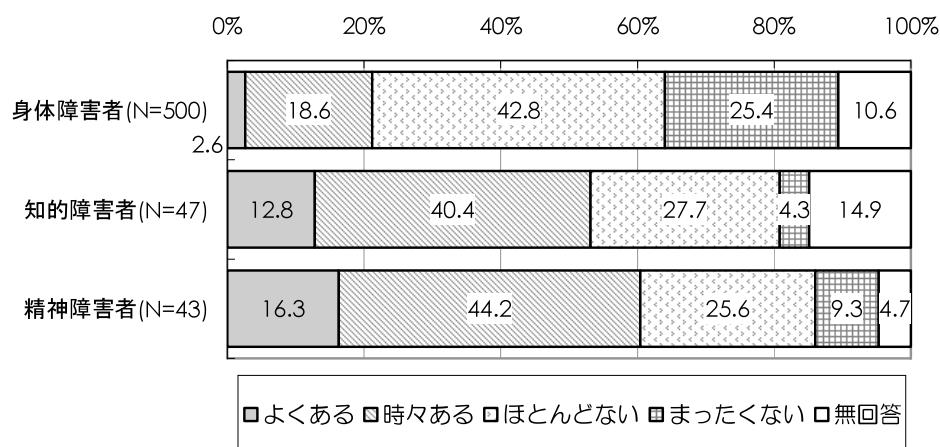
基本目標1 支え合う町民意識の醸成

主要課題（1）啓発活動の推進

自分に関わる施策に対し意見を表明し、施策に反映させる機会があることは、地域で自立した生活を営む点からも、施策を実施していく上でも不可欠な要素です。このため、障害のある人の声をさまざまな形で把握し、その意見を関係施策に反映していくための方策を検討することが必要です。

アンケート調査によると、障害があるために差別や偏見を受けたことについては、身体障害のある方では「ほとんどない」との回答が4割以上を占め、「まったくない」(25.4%)と合わせると7割近くの人が差別や偏見を受けた経験は無いという結果となっています。

一方で、知的障害や精神障害のある方では『ある』（「よくある」と「時々ある」を合わせた割合）が半数以上を占め、特に精神障害のある方では約6割の人が障害による差別や偏見を受けたり、いやな思いをしたことがあるという結果となっています。



障害のある人やその家族が運営している各種団体の活動は、自立と社会参加を進める上でさまざまな役割を担っています。今後もこれらの団体の活動が活発に行われるよう、各種団体の育成と団体相互の交流活動を支援します。

十分な自己決定や意思表示が困難な人に対しては、人権や財産を守り、権利の行使を支援するしくみが必要です。日常生活自立支援事業や成年後見制度などを広く周知し、利用を支援するとともに、より身近な地域の中で、虐待防止を含めた権利擁護体制を充実させることが課題です。

| 施 策 | 施策説明 |
|-----------------|---|
| 広報・啓発活動の推進 | 住民一人ひとりへノーマライゼーションの理念の普及を図るために、広報等により、障害に関する正しい知識の普及に努め、理解の促進を図ります。 |
| 障害者団体、家族会等への支援 | 障害者団体、家族会等が行う自主的な活動を支援し、障害のある人の自立を促進します。 |
| 虐待の防止及び早期発見の推進 | 関係機関との連携のもと、児童や高齢者、障害のある人等に対する虐待の防止及び早期発見と対応に努めます。 |
| 広聴活動の充実 | 障害のある人のニーズを把握し、施策への反映を図ります。 |
| 権利擁護の推進 | 意思表示の困難な障害のある人などが安心して暮らせるよう、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業を促進するとともに、権利擁護機関と連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。 |
| 成年後見制度利用支援事業の充実 | 判断能力の充分でない認知症の高齢者や障害のある人が地域で安心して暮らしていくよう、成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。 |
| 苦情解決体制の充実 | 福祉サービスに関する苦情の適切な解決のため、福祉事業者が福祉サービスに関する苦情処理の第三者委員会を設置するよう促し、苦情解決体制の充実を図ります。 |

主要課題（2）相互理解と交流の促進

誰もが自分らしく生きることができる「共生のまち」をめざすには、町民一人ひとりが障害や障害のある人のことを理解し、行動していくことが不可欠です。

また、お互いの理解を深めるためには、学校や職場、地域における日常的な活動の中で、早い段階から交流の機会を持つことが特に大切です。

障害のあるなしにかかわらず、一緒に活動し、一緒に時間を過ごすことが当たり前となるよう、今後も引き続き、学校や職場、地域など日常的な生活の場で共に過ごす機会を増やしていくことが課題です。

また、施設を限られた人が利用する場としてではなく、広く社会に開かれた、地域の貴重な資源の一つとなるよう、地域に浸透させていくことが課題です。

| 施 策 | 施策説明 |
|----------------------|---|
| 障害者交流事業等（参加型啓発事業）の充実 | 子どもから高齢者、障害のある人ない人、みんなが参加し、各種の催し物や体験等を通してお互いの理解を深めることを目的とした機会や場の提供を推進します。 |
| 交流及び共同学習の推進 | 障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動において、豊かな人間性を育むと共に各教科のねらいの達成を目的とする交流及び共同学習を推進します。 |
| 地域施設交流事業の促進 | 施設を地域住民とのふれあいの場の拠点として、活用できるよう支援します。 |
| 職員に対する研修の実施 | 職員研修等において、障害者福祉に関する内容を取り上げ、職員が障害者福祉について理解を深めるよう努めます。 |

主要課題（3）相互援助活動の促進

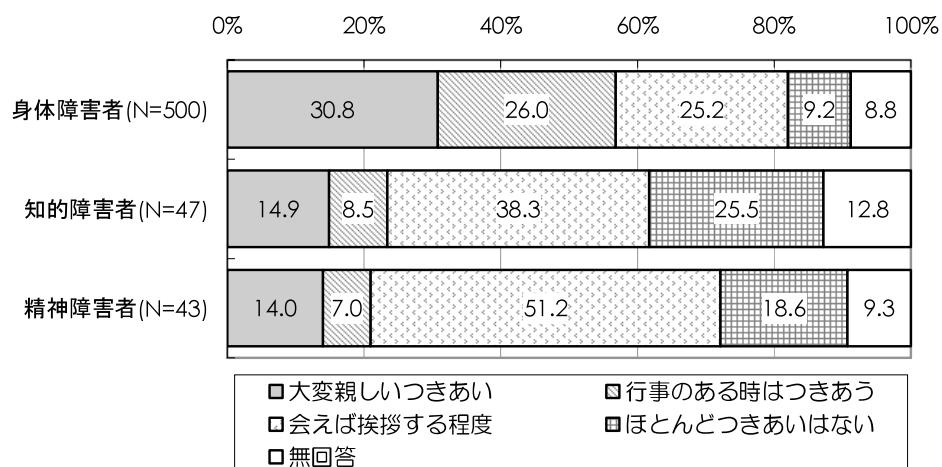
福祉の向上は、福祉制度の充実だけではなく、ボランティアやNPO活動をはじめとした、地域における一人ひとりの意識と行動によりもたらされます。

町では、「地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア団体、町内会等と連携し、障害のある人や高齢者の日常生活を身近に見守り、支え合うネットワークづくりを推進しています。また、社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、ボランティアの普及啓発と確保を行うとともに、必要な人への紹介を行ってきました。

これらの地域におけるさまざまな取り組みの成果から、障害のある人に対する理解は徐々に進んではいますが、ノーマライゼーションの浸透状況は決して十分とは言えません。

アンケート調査によると、隣近所との付き合いについては、知的障害や精神障害のある方では「会えば挨拶する程度」との回答が最も多くなっています。

また、「ほとんどつきあいはない」との回答が、身体障害のある方は約1割、知的障害のある方は2割以上、精神障害のある方は2割近くを占める結果となっています。



今後も社会福祉協議会や各種団体との連携を深め、さまざまな機会と手段を利用して、障害のある人や障害についての認識や理解をより一層深め、すべての人が共に支え合い、主体的に地域の活動へ参加できるよう、住民参加による障害者福祉を進めていくことが課題です。

| 施 策 | 施策説明 |
|---------------------|--|
| 地域福祉エリアミーティング開催の支援 | 身近な地域において、地域住民、社会福祉法人、NPO 法人、民間企業などの関係機関が一堂に会し、地域で抱える課題の把握、解決策の検討、情報交換等が行えるよう、支援します。 |
| 地域福祉サポートシステムの構築 | 地域で抱える課題のうち、地域の住民や組織だけでは解決困難な事案について、町と社会福祉協議会が地域と協力して改善を図れるよう、地区、町、社会福祉協議会を結ぶしくみを構築します。 |
| コミュニティーソーシャルワーカーの育成 | 生活課題を抱えた障害のある方等を支えるためのシステムは、活動者の確保と併せ、活動において中心的な役割を担う人が必要です。そこで、中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンを育成するため、専門的な研修等の充実を図ります。 |
| ボランティア活動普及推進事業の充実 | 障害のある人を援助するボランティア組織の強化及び地域住民による援助体制の確立を支援します。 |
| ボランティアセンターの充実 | ボランティアセンターにおける、ボランティア活動を支援します。 |

基本目標2 地域での自立した生活を支援する体制づくり

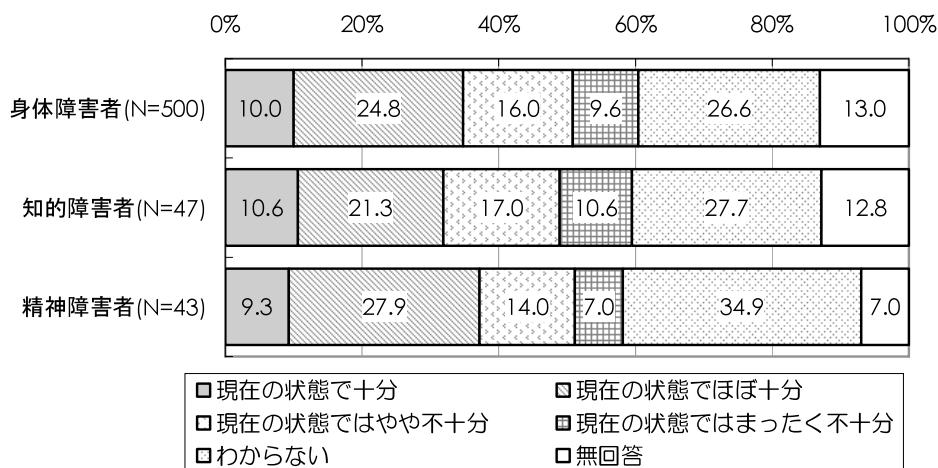
主要課題（1）情報提供・相談体制の充実

現代社会において、情報へのアクセスは基本的な権利のひとつであり、障害のある人の社会参加を促進するためにも、必要な情報を適切な方法で伝えることが大切です。

そのため、障害によって情報の収集や利用などに大きな支障のある人に対しては、情報収集手段の確保と情報利用の円滑化を図り充実させていく必要があります。また、必要な情報が障害のある人に的確に伝わるよう、情報提供や表示の方法等についても、工夫・配慮が必要になります。

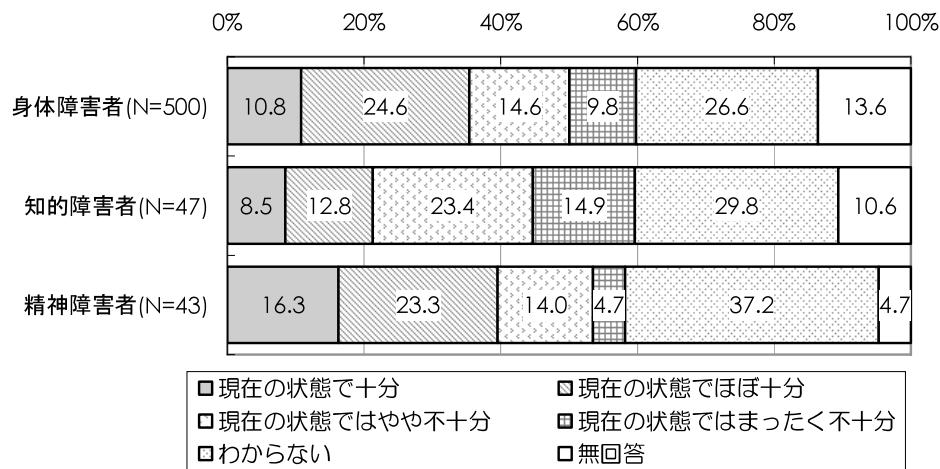
アンケート調査によると、障害福祉に関する情報の入手方法については、障害種別を問わず「現在の状態でほぼ十分」との回答が最も多く、「現在の状態で十分」と合わせると、3割以上の人人が『現在の状態で十分』と感じている結果となっています。

一方、『現在の状態では不十分』（「現在の状態ではまったく不十分」と「現在の状態ではやや不十分」を合わせた割合）との回答がともに2割以上を占めており、特に知的障害のある方では3割近くを占める結果となっています。



また、障害福祉に関する情報の内容については、知的障害のある方では「現在の状態ではやや不十分」との回答が最も多く、「現在の状態ではまったく不十分」と合わせると、4割近くを占める結果となっています。

一方、身体障害や精神障害のある方では『現在の状態で十分』の回答がともに4割近くを占める結果となっています。



今後は、障害の状況に配慮したさまざまな情報提供方法を検討し、充実していくことが課題です。

| 施 策 | 施策説明 |
|--------------------|--|
| 広報活動の充実 | 広報紙等を通じて、障害のある人へ配慮した広報活動に努めます。 |
| 視覚障害者への行政情報サービスの充実 | 行政情報の円滑な提供を図るため、サービス提供の充実を図ります。 |
| 電子媒体の活用 | インターネットを活用し、障害のある人への情報提供サービスの充実を図ります。また、ホームページを活用し、広報・啓発に努めます。 |
| 精神保健相談の充実 | 精神保健に関する相談を受け、問題解決に向けた支援を行います。 |
| 子どもの心の相談の充実 | 心の健康に心配がある児童の診察・相談等を実施し、健やかな育成と育児についての支援を行います。 |
| 福祉分野の一次相談窓口の設置 | 福祉課題を抱える住民が気軽に相談でき、適切な対応を提供できるよう、町の相談支援体制の整備を進めます。 |
| 相談支援事業の充実 | 障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング等の総合的な支援の充実を図ります。また、さまざまなニーズに対応できるよう相談支援専門員の資質の向上に努めます。 |
| 相談機能の充実 | 地域の気軽な相談窓口として、民生児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等による相談体制の充実を図ります。 |

主要課題（2）保健・医療サービスの充実

障害を予防し、早期発見、早期治療及び療育によって障害を軽減し、障害のある人のもてる可能性をできる限り伸ばすことが重要です。

そのためには、身近な地域で適切な保健サービスを継続的に受けられることが大切です。

また、壮年期以降の疾病等による障害の発生も多く、生活習慣病などの疾病対策も重要な課題となっています。

今後は、障害のある人の高齢化や、障害の重度化も予想される中で、すべての人人が心身ともに健やかな人生が送れるよう、健康づくりの推進を図るとともに、保健サービスを一層充実させていくことが課題です。

さらに、障害のある人が地域の中で、安心して生活を送るためには、適切な医療サービスを受けることが必要であることから、今後とも、保健・医療・福祉の連携により、障害のある人が受診しやすい環境を整備していくことが課題です。

| 施 策 | 施策説明 |
|-------------------|---|
| 健康づくりの推進 | 住民一人ひとりの生涯にわたる健康的な生活の実現を図るために、住民と行政が一体となった健康づくりの推進に努めます。 |
| 妊娠の届け出及び母子健康手帳の交付 | 「母子保健法」に基づき妊娠の届け出をした者に、母子健康手帳を交付し、その活用を進め、母子の健康増進を図ります。 |
| 生活習慣病予防知識の普及・啓発 | 生活習慣病の予防、健康の保持増進を図るために、健康教育、健康相談の充実に努めます。また、ポスター及びチラシの配布、広報掲載等の方法で住民の健康増進及び予防に努めます。 |
| 乳幼児相談の充実 | 育児不安の解消及び保護者同士の情報交換の場の提供により、乳幼児のすこやかな成長を支援します。 |
| 成人健康相談の充実 | 健康に関する相談に応じ不安の解消、日常生活の見直しを支援します。 |
| 妊娠健康診査の充実 | 妊娠一般健康診査等を実施し、妊娠中の異常の早期発見、妊娠の健康の保持増進に努めます。 |
| 乳幼児健康診査の充実 | 乳児、1歳6か月児、3歳児に対して健康診査を行うとともに、子育て支援の場としても充実を図ります。 |
| 予防接種の推進 | 「予防接種法」等に基づき、予防接種の推進を図り、疾病の予防に努めます。 |

| 施 策 | 施策説明 |
|----------------------|--|
| 自立支援医療制度の推進（更生・育成） | 心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額の一部を給付する自立支援医療制度を推進します。 |
| ひとり親家庭等医療費支給制度の推進 | ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し経済的負担を軽減するため、医療の給付に係る一部負担金について助成を行っていきます。 |
| 小児慢性特定疾患医療給付の推進 | 小児の慢性疾患のうち、国が指定した特定疾患について病気の治療研究を推進し、家族の経済的負担を軽減するため必要な医療の給付を行っていきます。 |
| 重度心身障害者（児）医療費支給制度の推進 | 重度心身障害者の福祉の増進とその家族の経済的負担を軽減するため、医療の給付に係る一部負担金について助成を行っていきます。 |
| 障害者診療体制の整備促進 | 障害のある人に身近な診療体制が提供されるよう、関係機関と協議しながら保健・医療・福祉のネットワークづくりに努めます。また、効果的な医療機関情報の提供方法について検討します。 |

主要課題（3）障害福祉サービスの充実

障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らせるようにするためにには、その介護に当たる家族の負担を軽減することも含め、一人ひとりの多様なニーズに応えられるサービスの量的、質的な充実を進める必要があります。

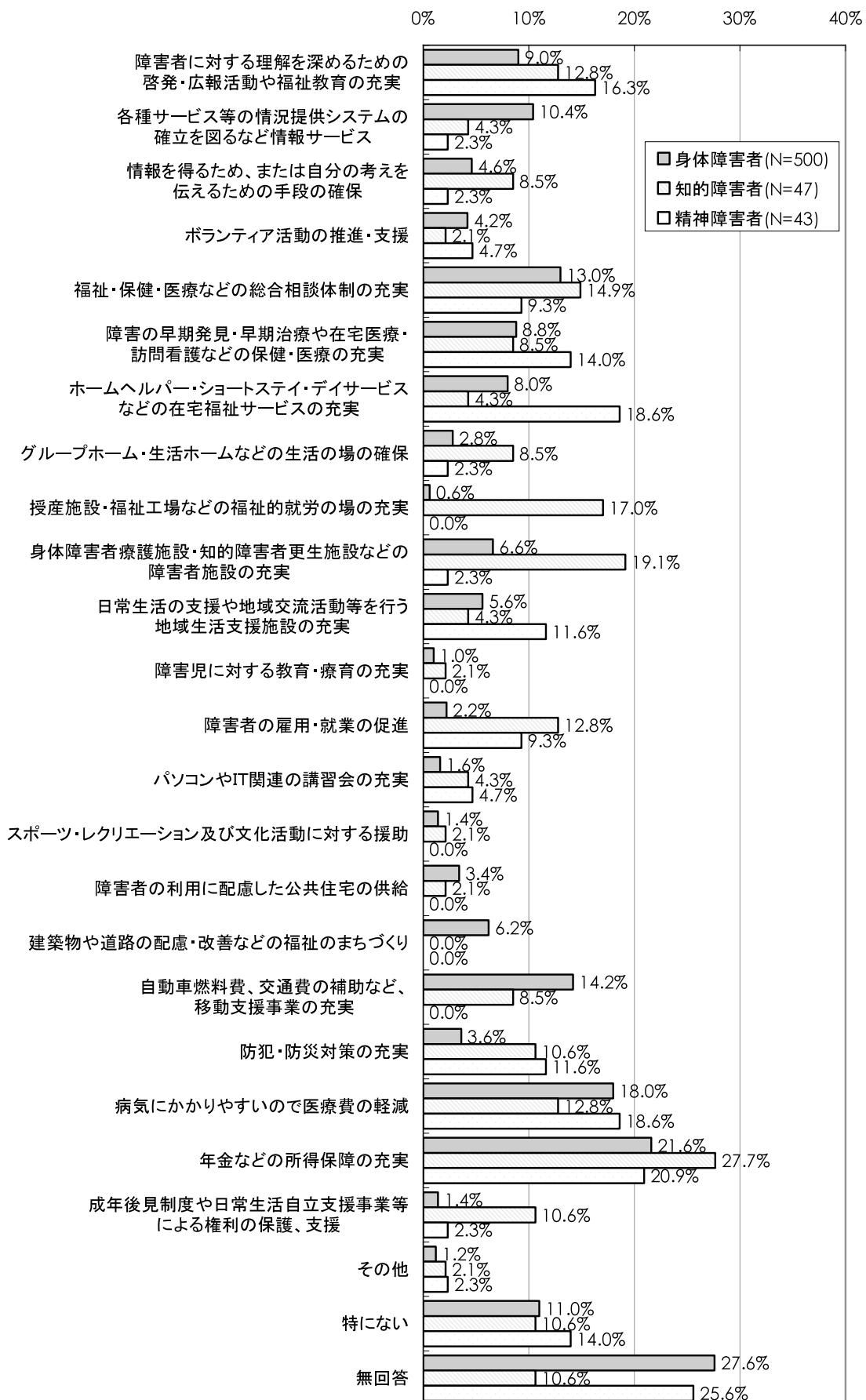
アンケート調査によると、今後もっとも充実してほしいことについては、知的障害のある方では「授産施設・福祉工場などの福祉的就労の場の充実」や「身体障害者療護施設・知的障害者更生施設などの障害者施設の充実」、精神障害のある方では「ホームヘルパー・ショートステイ・デイサービスなどの在宅福祉サービスの充実」の回答が多くなっています。

経済的支援や各種サービスの充実、就労場所の確保等を望む人が多い結果となっています。

「障害者自立支援法」の施行により、地域生活を支える各種サービスは、従来のサービスの区分や内容が見直されてきました。しかし、費用負担の在り方や、制度の谷間となってしまう人などの問題もあり、さまざまな要望に必ずしも十分対応できているとは言えないのが現状です。

このため、福祉サービスの制度は大きな見直しが予定されています。

今後も、制度の移行に伴うニーズの変化に対応し、必要とする人が必要とするサービスを十分に利用できるよう、各種サービスの質と量を適切に確保していくことが課題です。また、大きな制度改革にあたっては、利用者への情報提供や相談、新たなサービス利用支援計画づくりを適切に行うことが課題です。



| 施 策 | 施策説明 |
|----------------|---|
| 障害者手帳取得の促進 | 身体障害者手帳、知的障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳について制度の周知を図り、手帳取得を促進します。特に高次脳機能障害、発達障害が精神障害者保健福祉手帳の対象となることについて周知を図ります。 |
| 各種手当等の充実 | 障害のある人及び家族の経済的負担を軽減するため、国・県の動向を勘案しながら、各種手当等の充実を図ります。 |
| ホームヘルプサービスの充実 | 家庭を訪問し障害のある人の日常生活を支え、本人や家族の負担を軽減するため、ホームヘルプサービスの充実を図ります。 |
| 行動援護、同行援護の充実 | 自己判断能力が制限されている人や重度の視覚障害者が行動するときの必要な支援、外出支援を提供する行動援護、同行援護の充実を図ります。 |
| 生活サポート事業の充実 | 障害児・者に対して、送迎サービスやレスパイトサービス等の生活サポート事業の充実を図ります。 |
| 短期入所等の充実 | 一時的に介護が困難な方のために、短期入所や日中一時支援を充実します。また、障害児や重度重複障害者の受け入れ体制の確保に努めます。 |
| 訪問看護の充実 | 主治医が必要と認めた障害のある人に対し、看護師等が居宅を訪問し、必要な診療の補助を行う訪問看護事業の充実を図ります。 |
| 訪問リハビリテーションの充実 | 主治医が必要と認めた障害のある人に対し、理学療法士、作業療法士が居宅を訪問し、日常生活における身体機能の維持回復等を図るため、訪問リハビリテーションの充実を図ります。 |
| 日常生活用具費支給事業の充実 | 重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具の購入等に係る費用の支給を充実します。 |
| 補装具費の支給 | 身体障害者の機能障害を補い、日常生活能力の向上を図るため、補装具の購入や修理に係る費用の支給を充実します。 |
| 福祉機器の展示・相談の充実 | 福祉施設等において福祉機器や介護用品を展示するとともに、障害のある人や高齢者に対する情報提供や相談の充実に努めます。 |
| 重度重複障害者対策の検討 | 重度重複障害者の人数は、年々増加傾向にあります。これらの障害のある人の生活の維持・向上を図るため、その対策を検討します。 |

| 施 策 | 施策説明 |
|-------------------|---|
| 通所サービス等の充実 | 生活介護、自立訓練、就労支援、児童デイサービス等の障害福祉サービスを提供する事業所や地域活動支援センターなど日中における活動の場を充実します。 |
| 民間福祉施設の整備 | 障害がある人の生活の場や日中活動の場を確保し、障害福祉サービスを充実させるため、社会福祉法人が設置する施設等の整備費用の一部を補助し、各種障害者施設等の整備を促進します。 |
| グループホーム・ケアホーム等の充実 | グループホーム・ケアホーム等に対する運営への支援を充実するとともに、整備を促進します。また、公営住宅などをグループホームとして活用することについて検討します。 |
| 障害者支援施設の整備 | 障害者支援施設の整備充実を支援します。また、重度重複障害児・者を対象とする入所施設等の整備について検討していきます。 |

基本目標3 社会活動への支援

主要課題（1）雇用・就労機会の拡大

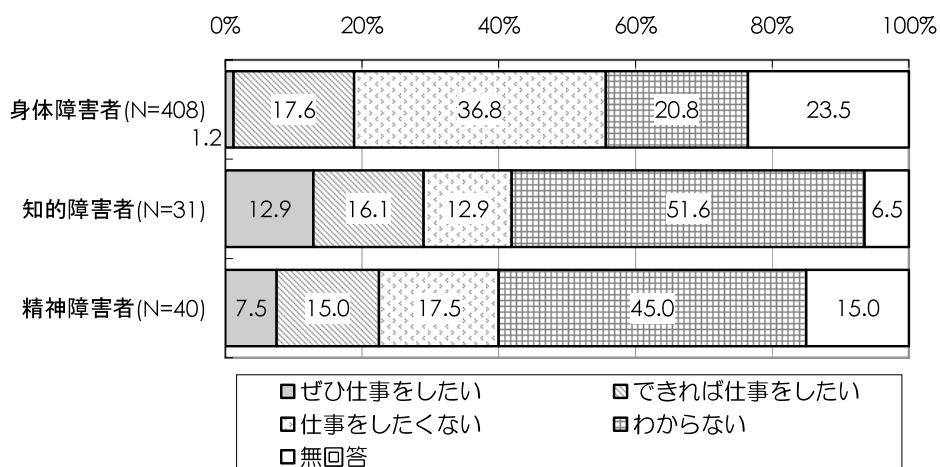
社会的に自立し、生きがいを持って人生を送るために、仕事に就くことが大きな意味を持ちます。

しかし、障害のある人の就労については、雇用の場が限られていること、障害理解に基づく適切な支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

アンケート調査によると、就労意向については、身体障害のある方では「仕事をしたくない」が36.8%と多く、「できれば仕事をしたい」が17.6%となっています。

知的障害のある方は「できれば仕事をしたい」が16.1%と多く、「ぜひ仕事をしたい」（12.9%）と合わせると、約3割の就労意向となっています。

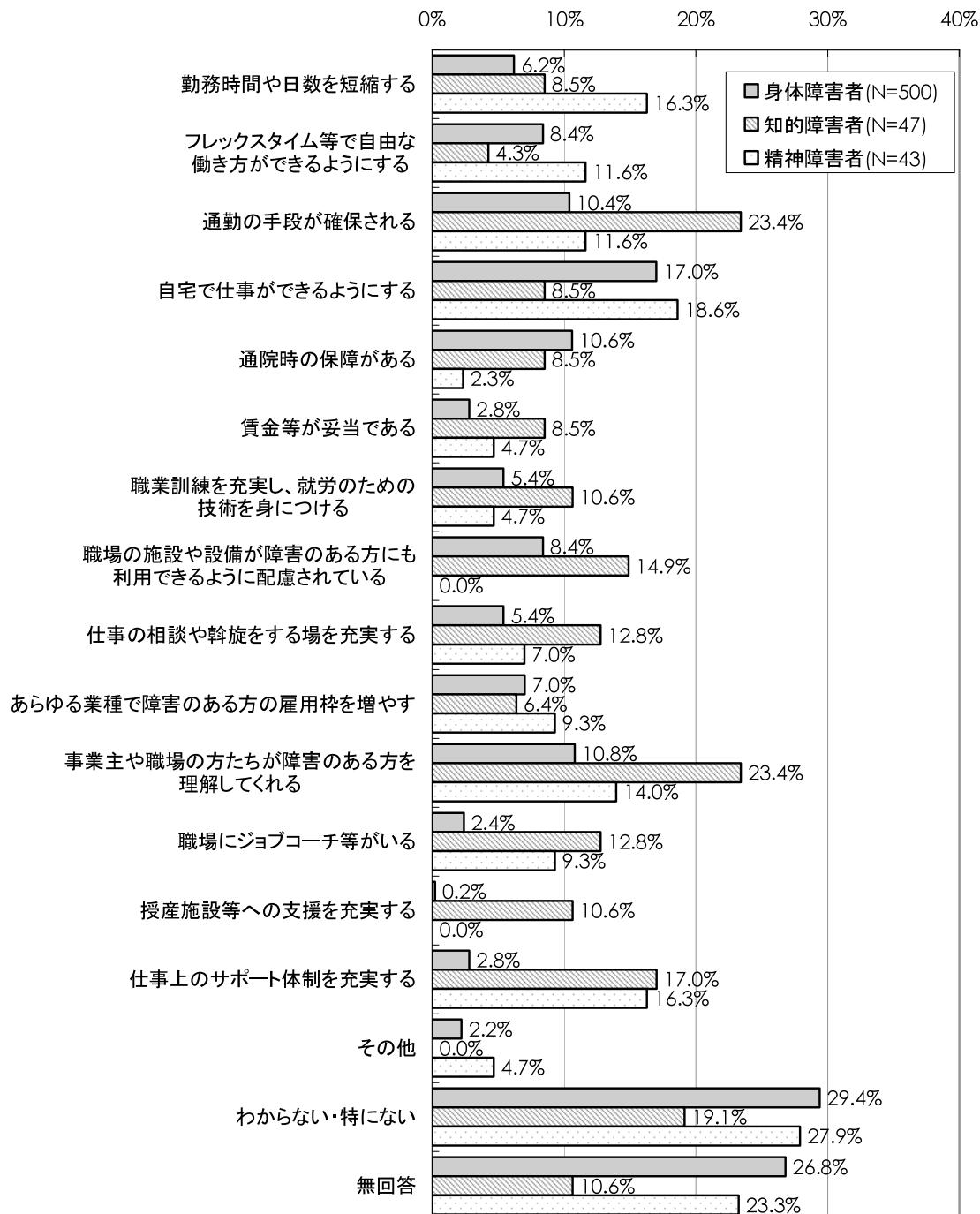
精神障害のある方は「できれば仕事をしたい」が15.0%となっています。



また、障害のある方が働きやすくなるために必要な条件や環境整備については、身体障害のある方は「自宅で仕事ができるようにする」が17.0%と最も多く、次いで「事業主や職場の方たちが障害のある方を理解してくれる」が10.8%となっています。

知的障害のある方は「通勤の手段が確保される」および「事業主や職場の方たちが障害のある方を理解してくれる」が23.4%と最も多くなっています。

精神障害のある方は「自宅で仕事ができるようにする」が18.6%と最も多く、次いで「勤務時間や日数を短縮する」および「仕事上のサポート体制を充実する」が16.3%となっています。



企業の経営者や従業員をはじめ、障害者雇用についての啓発活動等を充実し、民間企業等への就労機会や障害の特性に応じた多様な就労の場の確保など、雇用機会の拡大を図ることが必要です。また、福祉施設の整備と仕事内容の充実、公的機関における雇用と発注の拡大なども検討し、町内における職場の確保を積極的に進めていく必要があります。

| 施 策 | 施 策 説 明 |
|-------------------|---|
| 公共職業安定所等との連携の推進 | 障害のある人の職場の拡大や雇用の継続を図るため、公共職業安定所等との連携を推進します。 |
| 多様な就労の場の確保 | 一般就労が困難な障害のある人の働く場を確保するため、就労継続支援事業所など多様な就労の場の確保を促進します。 |
| 職員への障害のある人の雇用推進 | 職域を拡大し、障害のある人の職員としての雇用を推進します。 |
| 就労支援のための相談支援体制の充実 | 相談支援員、就業支援ワーカーとの連携を密にし障害のある人とその家族からの相談に応じ、就労支援、職場定着支援、生活支援を行い、障害のある人の雇用を推進します。また、その中核的役割を担う組織として障害者就労支援センターの設立を関係各機関と協議します。 |
| 障害者就業・生活支援センターの活用 | 障害のある人の雇用、保健福祉、教育等の関係機関の拠点として、就業面及び生活面における一體的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの活用を促進します。 |
| 職場定着の促進 | 就労継続者との電話連絡や就労先訪問等により就労後の支援をします。また、職業センター等との連携を図り、ジョブコーチ等の活用により障害者の職場定着を促進します。 |
| 地域活動支援センターの活用 | 地域活動支援センターと連携を図り、障害の種別を超えた福祉的就労の場として活用していきます。 |

主要課題（2）文化・スポーツの振興

各種スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動を行うことは、生活の質を向上させる上で重要です。また、こうした社会活動は、障害のある人とない人の相互理解、更に連帯感を強めていくことにもつながります。

現在、本町ではスポーツ大会を開催するなど、障害のある人の文化・スポーツ活動を積極的に支援していますが、開催場所が限られていたり、参加者が固定していたり、障害のある人もない人も一緒に参加したり、障害のある仲間とともに楽しむ機会は十分とは言えません。特に、スポーツ・レクリエーション活動に際しては、一人ひとりの健康状態や体力、障害の程度に合ったプログラムや専門的な指導者の確保も必要となっています。

今後は、障害のあるなしにかかわらず、年齢や体力などに応じてさまざまな活動に参加できるよう、文化・スポーツの振興などを図っていくことが課題です。

| 施 策 | 施策説明 |
|----------------|---|
| 障害者スポーツ大会の開催 | スポーツ大会を通じて、体力、気力の維持・増進並びに残存機能の向上を図り、障害のある人に対する理解を深められるよう努めます。 |
| 県障害者スポーツ大会への参加 | 町内の障害のある人に積極的に参加を呼びかけ、スポーツを通じて交流を図り、社会参加を促進します。 |
| 文化活動の成果発表の場の拡大 | 障害者団体や施設利用者などの文化活動の成果発表の場の拡大を図るとともに、開催を支援します。 |
| スポーツ交流の促進 | 町で開催する各種スポーツ事業に障害のある人が参加できるよう環境整備を図り、障害のない人とのスポーツ交流を促進します。 |

主要課題（3）外出や移動の支援

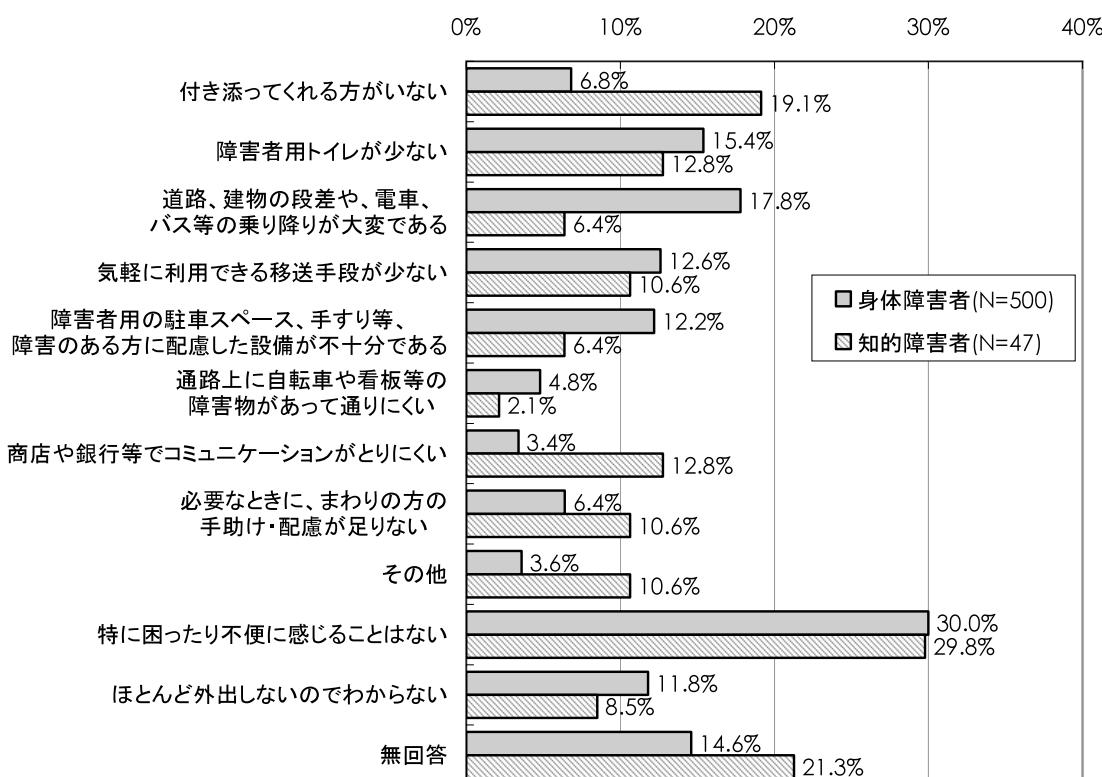
障害のある人が社会のさまざまな分野に積極的に参加していくためには、移動の自由を確保することが大切です。

現在、本町では、外出の支援について移動支援事業を実施しており、福祉タクシーなどにより、行動範囲の拡大を図るための支援を推進しています。

アンケート調査によると、外出の際に困ったり不便に感じることについては、「特に困ったり不便に感じることはない」との回答が最も多く、身体障害のある方は30.0%、知的障害のある方は29.8%となっています。

具体的に困っていることについては、身体障害のある方では「道路、建物の段差や、電車、バス等の乗り降りが大変である」が17.8%、「障害者用トイレが少ない」が15.4%となっています。

知的障害のある方では、「付き添ってくれる方がいない」が19.1%、「障害者用トイレが少ない」および「商店や銀行等でコミュニケーションがとりにくい」が12.8%となっています。



今後も、障害のある人が気軽に外出できるよう、利用者の声をもとに、外出や移動支援の充実に努めます。また、町内を移動するための情報提供にも努めます。

| 施 策 | 施策説明 |
|-----------------|---|
| 移動支援事業の充実 | 障害のある人の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を充実します。 |
| 生活サポート事業の充実 | 障害児・者に対して、送迎サービスやレスパイトサービス等の生活サポート事業の充実を図ります。 |
| 行動援護、同行援護の充実 | 自己判断能力が制限されている人や重度の視覚障害者が行動するときの必要な支援、外出支援を提供する行動援護、同行援護の充実を図ります。 |
| 福祉タクシー等移動手段の充実 | 障害のある人の移動手段のために、福祉タクシーの充実を図ります。 |
| 自動車免許取得費、改造費の助成 | 自動車運転免許取得費、改造費の助成制度の充実を図ります。 |

基本目標4 教育環境の充実

主要課題（1）早期療育の充実

早期療育は、障害のある子どもの乳幼児期における成長を支援し、障害の軽減を図り、将来の生活において自立し、可能な限り能力を発揮できるようにしていくものです。

そのため、できる限り早い時期から子どもの障害に応じた療育を実施することが重要となります。特に、乳幼児期の障害については、発達の遅れか否かの判断など、医療機関をはじめとする関係機関との連携により、個人の特性に応じたきめ細やかな支援を継続的に行っていくことが必要です。

今後は、保健・医療・福祉の密接な連携のもとに、障害の早期発見、相談、指導、通園・通所、更に教育へといった流れがスムーズに行われるよう、地域における療育支援システムの充実が課題です。

| 施 策 | 施策説明 |
|-------------------|---|
| 保育所、幼稚園等への訪問支援の充実 | 障害児の通う保育所、幼稚園などに専門支援スタッフが訪問し、必要な支援を行います。 |
| 統合保育の充実 | 障害のある子どものうち、発達のため集団保育が必要とされる子どもを保育園に受け入れるために、統合保育の充実に努めます。 |
| 保育士研修の充実 | 保育士の資質の向上を図るために、町内の保育園の職員を対象に、統合保育に関連した研修会等を実施します。また、保育園においては、学習会等を行ってよりよい保育をめざします。 |
| 相談・支援体制の充実 | 障害のある子どもの保護者に対する面接、電話、家庭訪問等による相談の充実を図ります。また、他機関との連携を図りながら、乳幼児健診後の相談・支援の充実に努めます。 |
| 親子教室の充実 | 1歳6か月児健診及び3歳児健診後の相談において、発達の遅れの疑いのある児童と保護者に対して、将来の集団参加に備えての準備及び保護者支援を目的とする親子教室の充実を図ります。 |
| 就学相談の充実 | 幼児や児童、生徒の障害の早期発見に努め、就学支援指導委員会の適正な判断のもとに、就学相談を一層充実します。各関係機関と情報交換をより一層密にし、就学相談の充実を図ります。また、統合保育対象児の保護者と保育園の連絡を密にし、集団保育を行う中で就学相談を行っていきます。 |

主要課題（2）学校教育の充実

すべての子どもは、その特性に応じて、適切で、きめ細かな教育を受ける権利を持っています。

また、特別な支援を必要とする子どもに対しては、教育課程編成と教育内容や方法の改善を図るとともに、担当教員の専門性や指導力の向上等の研修の充実と望ましい教育環境の整備、保護者に対する相談の充実が必要です。また、障害者権利条約の批准に向けた取り組みの中で、教育分野においては誰をも排除しないインクルーシブな教育が求められています。

今後は、誰もが共に学びあう環境をつくることを基本に、障害のある子どもたちの発達を最大限にするための教育システムについて研究、検討し、すべての子どもたちの豊かな人格形成のための学校教育を充実していくことが課題です。

近年では、放課後や夏休みなどの児童生徒の居場所づくりも課題となっています。また、地域全体で子育て家庭を支えていくという認識が高まっていますが、障害のある児童・生徒においてはより一層の理解と支援を必要としていることが少なくありません。学校教育にとどまらず、広く子どもの教育において、地域全体の関心と理解を高めていく必要があります。

| 施 策 | 施策説明 |
|---------------|--|
| 特別支援学級の指導の充実 | 知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の程度や特性を考慮し、各学校の特色を生かした教育課程を編成するとともに、教育内容や方法を更に工夫・改善して、児童生徒一人ひとりに応じた教育の推進に努めます。 |
| 設備の充実と教育機器の導入 | 知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、弱視特別支援学級、通級指導教室には、障害の種類や程度に応じた教育機器、訓練機器等の導入を行い、教育効果を高めます。 |
| 教育相談体制の充実 | 面接相談、電話相談及び適応指導の機能の充実を図るとともに、総合的な相談体制の充実に努めます。 |
| 在学中の就学相談の充実 | 教育上特別な措置を必要とする障害のある子どもに対し、系統的に適正な就学相談の充実に努めます。 |
| 特別支援教育研修の充実 | 小・中学校の教職員に対する特別支援教育の理解と認識を一層深めるため、研修の充実に努めます。 |

| 施 策 | 施策説明 |
|-----------------------|---|
| 通級による指導の充実 | 通常の学級に在籍する難聴・言語障害等や発達障害・情緒障害の児童生徒を対象に、通級による指導を通じ、個別の指導を行うことに努めます。 |
| LD・ADHD・高機能自閉症等の教育の充実 | 通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の個別的な支援を必要とする児童生徒に対して、自立支援サポーターを配置し、きめ細かな支援を行います。 |
| 障害児の放課後対策の充実 | 心身障害児の健全育成及び保護者の療育負担の軽減を図るため、学童保育室において、入室条件を満たした入室を希望する障害のある児童を受け入れるなど、障害児の放課後対策の充実を図ります。 |

主要課題（3）社会教育の充実

障害のある人が、学校卒業後も、生涯を通して本人が関心を持っているさまざまな事柄について、学習できるような社会環境が求められています。

現在、本町では公民館などの社会教育施設で講座や学級などを実施しています。

今後、講座内容の充実や、開催条件などを工夫し、障害のある人が参加しやすい学習環境を整備していくことが課題です。

| 施 策 | 施策説明 |
|------------------|---|
| 障害者教育講座の充実 | 社会教育に携わる町職員を対象に、障害のある人に対応できる事業を実施するにあたり、障害のある人を理解するための研修会を開催し、事業の充実に努めます。 |
| 社会教育に関する講座・学級の充実 | 社会教育講座・学級を充実し、在宅障害者の社会参加を促進します。また、障害のある人への理解を深めるため、住民の講座・学級への参加を通じて交流の促進を図ります。加えて、地域におけるノーマライゼーションを更に推進するため、ボランティアの養成を図ります。 |

基本目標5 誰もが暮らしやすいまちづくり

主要課題（1）生活環境の整備

障害のある人が、自由に外出し、活動していくためには、段差の解消や点字ブロックの整備、歩道の整備等を行い、都市環境の中にあるさまざまな「物理的バリア（障壁）」を取り除き、移動上や施設の利用上の利便性・安全性を向上することが重要です。

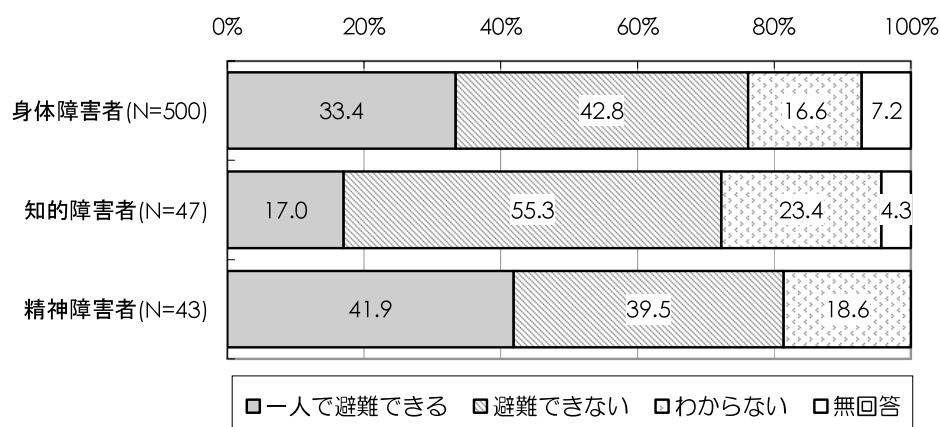
今後は、社会のバリアフリー化を点から面へ広げ、考え方の一層の普及に努めるとともに、この考えに基づいたまちづくりを積極的に推進していくことが課題です。また、単に現状の改善だけにとどまらず、計画の段階から利用者の声を取り入れ、ユニバーサルデザイン化が進められるよう検討していくことが課題です。

| 施 策 | 施策説明 |
|---------------|--|
| 公共建築物等の整備 | 既存の公共施設については、障害のある人が利用しやすいよう改善に努めます。また、新たに公共施設を建築するときや、学校、病院、ホテル、物販店、飲食店その他不特定多数の人が利用する建築物の建設の際もバリアフリー化を推進し、障害のある人の住みよい環境づくりに努めます。 |
| 公園施設の整備 | 障害のある人が安全で快適な公園の利用ができるよう、車いす使用者用トイレ、スロープ、点字ブロック等の設置に努めます。 |
| 歩道等の整備 | 障害のある人が安全に通行や移動ができるよう、関係法令等に基づき、段差解消や点字ブロック、歩道等の整備充実を図ります。 |
| ユニバーサルデザインの推進 | すべての人が安全で快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた基本方針の策定に向けて検討します。 |
| 路上放置物等の撤去指導強化 | 安全な通行を確保するため、放置自転車の撤去及び啓発指導を行い、障害のある人が利用しやすい交通環境の整備を進めます。 |
| 公営住宅の整備 | 障害のある人に配慮した公営住宅の建設を進め、既存の公営住宅も障害のある人が利用しやすいように整備を推進します。 |
| 住宅改造費助成の充実 | 居宅改善整備費補助制度及び各種貸付制度の利用促進に努めます。 |

主要課題（2）防犯・防災対策の確立

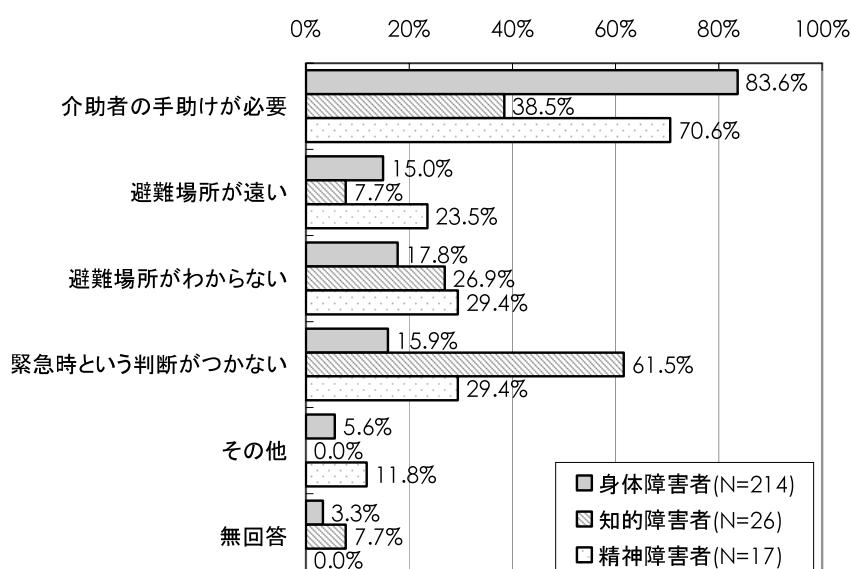
障害のある人は、災害に対してさまざまな不安を抱えています。ひとりでは避難できないことをはじめ、情報入手、避難所での投薬、必要な設備環境などへの不安が多くあげられています。平成23年3月11日に発生した東日本大震災においても、障害に起因する情報入手不足、緊急時移動手段の確保の問題から、多くの障害者の方が犠牲となりました。このことから、障害の種別や程度に応じた適切な支援体制を準備する必要があります。

アンケート調査によると、災害等の緊急時の避難については、「避難できない」が身体障害のある方は42.8%、知的障害のある方は55.3%、精神障害のある方は39.5%となっています。

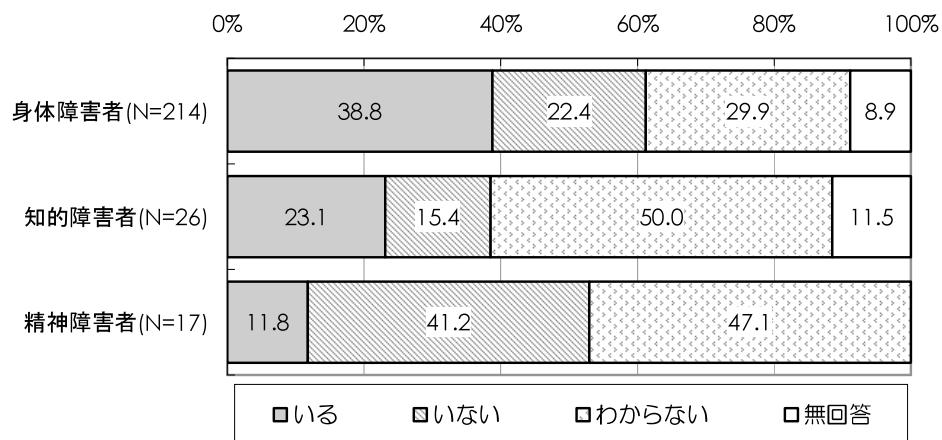


また、緊急時に一人で避難できない理由については、身体障害や精神障害のある方は「介助者の手助けが必要」との回答が最も多く、次いで「避難場所がわからない」、「避難場所が遠い」となっています。

一方、知的障害のある方は「緊急時という判断がつかない」が61.5%と最も多く、次いで「介助者の手助けが必要」が38.5%となっています。



さらに、家族や介助者が不在時に災害が発生した場合に手助けしてくれる人については、「いない」が身体障害のある方は22.4%、知的障害のある方は15.4%、精神障害のある方は41.2%となっています。



今後は、いざというときに迅速な対応が行えるよう、災害時のマニュアルづくりや体制づくりを更に検討していくことが課題です。

特に、安否確認や非難の手助けのためには、障害のある人の所在を事前に把握しておくことや、地域の自主防災組織と連携することは、安全と安心の確保のための重要な要素となります。そのため、当事者のプライバシーに配慮した上で、地域の理解と協力を高める意識啓発や避難訓練などの具体的な取り組みを、日頃から積み重ねておくことが必要です。

更に、避難後の専門的な対応のためには、町内施設や近隣医療機関等との協定により、できる限り十分な体制を確保しておくことが課題です。

また、障害のある人が消費被害にあったり、事故や犯罪に巻き込まれることも少なくありません。安心して地域生活が送れるよう、地域における日頃の防犯体制の強化も課題です。

| 施 策 | 施策説明 |
|---------|---|
| 防災意識の啓発 | 防災広報、防災訓練の機会を通じて、防災知識の普及・啓発に努めます。また、防災マップや各種パンフレットを作成して、防災意識の啓発を図ります。 |
| 防災計画の推進 | 障害のある人に配慮した災害時の適切な支援ができるよう地域防災計画の推進を図ります。 |

| 施 策 | 施策説明 |
|-------------------|--|
| 自主防災組織の育成指導 | 住民による自主的な防災活動を促進し、地域の災害対応力を高めるため自主防災組織や防災に関するボランティアの育成を図り、障害のある人の避難や救助、情報連絡体制の確立を図ります。自主防災組織の組織率の向上を図ります。 |
| 緊急通報システムの推進 | ひとり暮らしの重度身体障害者の緊急時における安全を確保するため、緊急通報システムの普及を推進します。 |
| 施設における防災体制づくりの推進 | 施設における防災対策の推進を図るとともに、施設が相互に支援できる体制づくりを推進します。 |
| 交通安全の呼びかけ | 不慮の事故による障害発生を防止するため、交通事故防止に関する啓発を推進します。 |
| 地域における防犯推進体制の整備 | 防犯に配慮したまちづくりの研究に努めるとともに、自治会等の各種団体を中心に「地域の安全は地域で守る」という意識に立ち、防犯推進体制の整備に努めます。 |
| 犯罪情報・防犯情報の収集と提供 | 警察等関係機関との緊密な連携のもと、犯罪情報や防犯に関する情報を収集し、効果的な情報提供に努めます。 |
| 消費生活トラブルに関する相談の充実 | 生活情報センターにおいて、契約に関わる被害の未然防止につながる情報提供の充実と消費生活相談を行い、日常生活における損害を防ぎます。また、福祉相談窓口と生活情報センターの連携により、消費生活トラブルの早期発見・早期対応に努めます。 |
| 災害時要援護者支援制度の推進 | 災害時に自力で避難をすることが困難な高齢者や障害のある人（災害時要援護者）の情報を地域の支援者等（自治会、民生委員、児童委員）に提供し、災害時要援護者が必要な支援を受けられる体制を推進します。 |
| 防災情報メール配信サービスの充実 | 聴覚障害者や防災行政無線を聞き取りにくい方のために、より確実に災害情報を提供できるように努めます。 |